

◇「点検者」の記入上の注意

屋外広告物の自主点検は、寝屋川市屋外広告物条例施行規則第 10 条第 7 項第 7 号により、以下の者により行うこととなっております。

資格欄には、資格と登録番号、証書番号等を記入してください。

- ・大阪府もしくは他の都道府県市が開催する屋外広告物講習会の修了者
- ・国土交通省告示による屋外広告士
- ・建築士法による建築士
- ・職業能力開発促進法により、広告美術仕上げに関する準則訓練を修了した者、同職業訓練指導員免許を受けた者、同技能検定に合格した者
- ・市長が上記に掲げる者と同等以上の知識を有する者と認めた者